

まん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮要請に係る協力金質疑応答集

8月24日現在

1 飲食店等の協力金について

<p>問1 この協力金を受けるのは誰か。</p>	<p>今回の「営業時間の短縮要請」により、要請を受けた施設を運営する事業者（大企業を含む）及び個人事業主が、感染防止対策の業種別のガイドライン等を遵守した上で、営業時間の短縮等を行った場合に交付されます。 農業法人、NPO法人や社会福祉法人等（公益・一般・社団・財団法人・協同組合）も食品衛生法の飲食店許可を受けていれば対象です。</p>
<p>問2（8/18修正） 具体的には何日の何時から何時までが営業時間の短縮要請となるのか。</p>	<p>対象区域①は令和3年8月8日（日）0時、対象区域②は令和3年8月15日（日）0時、対象区域③は令和3年8月18日（水）0時から8月19日（木）24時までの期間、各日午後8時から翌日午前5時について営業を休止して頂くよう要請しています。 また、酒類の提供は終日取り止めるよう要請しています。 ※緊急事態宣言により、まん延防止等重点措置に伴う要請期間が変更になりました。 （変更前：8月31日（火）まで 変更後：8月19日（木）まで）</p>
<p>問3 本社は要請区域外だが、店舗が要請区域内にある場合、協力金の対象となるか。</p>	<p>要請区域内に「店舗」があれば対象となります。</p>
<p>問4 複数の店舗を持つ事業者は、全店舗の営業時間を短縮する必要があるのか。</p>	<p>要請区域内にある全ての対象店舗の営業時間の短縮要請に協力をお願いします。 店舗A（飲食店）が要請対象、店舗Bが要請対象外の業種である場合、営業時間の短縮は店舗Aのみで構いません。 複数店舗を営んでいる事業者に対しては、事業規模及び店舗数等に応じ協力金が支給されますので、申請書は1枚にまとめても、写真等の証拠書類等は店舗ごとに全て準備してください。</p>

<p>問5 指定管理者は協力金を申請できるか。</p>	<p>指定管理者であることによって協力金の申請対象外となることはなく、要件を満たせば対象となりますが、管理を委託している市町等に協力金の受領が問題とならないか確認してください。</p>
<p>問6 (8/16 修正) 営業時間の短縮要請がある前から自ら進んで休業をしていた。協力金の対象となるか。</p>	<p>対象区域①は令和3年8月6日(金)、対象区域②は令和3年8月12日(木)、対象区域③は令和3年8月16日(月)時点で営業の実態(実際に施設を運営し売上げがある等)がある場合に対象となります。 ただし、令和3年4月1日以降に営業実態が全くない場合には対象となりません。</p>
<p>問7 営業時間の短縮とはどのような状態をいうのか。</p>	<p>店舗の営業を休止し、店内に利用客のいない状態を指します。注文の受付を停止(オーダーストップ)しただけでは休止には該当せず、協力金の対象とはなりません。</p>
<p>問8 酒類を提供していない飲食店だが協力金の対象となるか。</p>	<p>本来の営業時間が、午後8時以降午前5時までの間も営業している店舗が、午後8時から翌日午前5時まで飲食店の営業を行わないことを確認できれば、協力金対象となります。</p>
<p>問9 業種別のガイドラインを遵守しているが、ステッカー等の配布がなく掲示していない。 協力金を申請できるか。</p>	<p>業種別ガイドラインを遵守しており、その状況が確認できる資料の提出があれば、申請が可能です。 (内閣官房ホームページ https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf) 例1: 「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」(以下認証制度)のステッカー等の掲示写真を提出できる場合。または、協力金の申請までに認証制度に申請中の場合は、申請の事実が確認できる場合。 例2: 食品衛生協会等の業界団体や市町が定めるガイドライン等を満たし、そのステッカー等の掲示写真を提出できる場合 例3: GoToEatの対象店舗であることが分かる資料 (ステッカーの掲示状況と店舗名が分かる写真等)</p>

<p>問 10 午後 8 時から翌日午前 5 時までの営業休止中にスタッフが作業を行ってもよいか。</p>	<p>問題ありません。</p>
<p>問 11 要請対象の飲食店とあわせ、それ以外の施設を同一建物内で運営している場合、飲食店のみ営業時間の短縮を行えばよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>問 12 通常の営業時間が、午後 8 時までの店舗である。協力金の対象となるか。</p>	<p>営業時間の短縮要請の対象でなく、協力金の対象となりません。 なお、酒類の提供を行っている場合には、酒類の提供は停止するようお願いします。</p>
<p>問 13 営業時間の短縮要請には応じるが、その時間帯(午後 8 時から翌日午前 5 時まで)に、テイクアウトやデリバリーのみ営業をする場合、協力金の対象となるか。</p>	<p>協力金の対象となります。</p>
<p>問 14 (8/18 修正) 営業時間短縮への対応について、要請開始日に間に合わないが協力金の対象となるか。</p>	<p>原則、対象区域①は 8 月 8 日(日)、対象区域②は令和 3 年 8 月 15 日(日)、対象区域③は令和 3 年 8 月 18 日(水)から営業時間の短縮をお願いします。ただし、業種別ガイドラインの遵守への対応等の準備時間がかかり上記までに間に合わない場合で、対象区域①は 8 月 12 日(木)、対象区域②は令和 3 年 8 月 18 日(水)、対象区域③は令和 3 年 8 月 19 日(木)から時短営業に協力いただいた場合は、協力金の支給対象となります。なお、対象区域①は 8 月 13 日(金)、対象区域②は令和 3 年 8 月 19 日(木)から営業時間の短縮を実施しても、協力金の対象となりません。</p>

<p>問 15 (8/18 修正)</p> <p>営業時間の短縮要請最終日だけ通常の営業をしたいが協力金の対象となるか。(例：8月19日(木)午後5時～11時)</p>	<p>最終日を含んだ連続した期間、営業時間の短縮をする必要があります。最終日に通常の営業をした場合は、協力金の支給対象ではありません。(8月19日(木)24時まで営業時間を短縮する必要があります。)</p>
<p>問 16</p> <p>今年度、経営する法人が変わったが、昨年の実績として前法人の売上げを使って申請できるか。</p>	<p>同一店舗であっても、異なる経営者の売上げを使って申請することはできません。このため、中小企業・個人事業主であれば、下限額の支給となります。大企業の場合には協力金の支給額は0円となります。</p>
<p>問 17</p> <p>営業実態は何をもって確認するのか。</p>	<p>確定申告書や、帳簿、法人設立届出書、開業届の控えなどにより確認することで調整中です。</p>
<p>問 18 (8/16 修正)</p> <p>申請要項や申請書はどこで手に入るか。</p>	<p>静岡県の HP からダウンロードすることができます。 https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh.html#kyouryokukinn</p>
<p>問 19</p> <p>同一区画で複数のレストランを経営しているが、施設数の考え方は。</p>	<p>食品衛生法第 55 条 (旧第 52 条) の許可毎となります。</p>
<p>問 20</p> <p>営業時間の短縮を行った証明はどうすればよいか。</p>	<p>店舗の看板など、店舗名と通常の営業時間が分かる写真と、店頭に掲示した営業時間の短縮のお知らせを写真撮影するなど、客観的にみて営業時間の短縮を行ったことが分かるように準備をしておくようお願いします。(店舗ごとに提出する必要があります。)</p>
<p>問 21</p> <p>スーパー銭湯内に飲食店があるが申請の単位は。</p>	<p>1,000m² を超えるスーパー銭湯は商業施設となります。 この施設の中に飲食を提供するスペースがある場合でも、スーパー銭湯の利用者を想定したものであれば飲食店とはみなしません。 ただし、同一建物内の店舗であっても、スーパー銭湯と飲食店がそれぞれ独立して営業している場合は、それぞれ商業施設と飲食店としてカウントします。</p>

2 飲食店等への協力金の計算方法について（詳細は必ず申請要項を確認するようにして下さい。）

<p>問1 (8/18 修正) 協力金を計算する際の1日の考え方は。</p>	<p>協力金における1日の考え方は、午後8時から翌日午前5時までを1日として計算します。このため、8月8日については、8月8日午後8時から8月9日午前5時が1日となり、8月19日については、午後8時から午前0時までが1日となります。 ※上記はあくまで協力金の考え方ですので、対象区域①の場合、営業時間の短縮については8月8日の午前0時からお願いします。（対象区域②③についても同様の考え方です。）</p>																			
<p>問2 協力金はどのように計算するのか。</p>	<p>店舗ごとに下記により計算します。 <中小企業・個人事業主の場合> 事業規模により3.0～10万円×営業時間短縮要請に協力した日数 ※最低支給額は、1日あたり3万円です。 <大企業の場合>※中小企業・個人事業主も選択可 事業規模により0～20万円×営業時間短縮要請に協力した日数 ※売上減少額によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。</p>																			
<p>問3 「中小企業」とはどんな企業か。</p>	<p>中小企業基本法では「中小企業」を以下のとおり定義しております。 主たる業が「飲食店」の場合、業種分類は「小売業」となります。</p> <table border="1" data-bbox="757 906 2040 1273"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）</th> </tr> <tr> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、中小企業関連立法においては、上表以外の定義付けがされている場合がありますが、今回の協力金については上表の要件で対象を決定しています。</p>			業種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）																			
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数																		
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下																		
②卸売業	1億円以下	100人以下																		
③サービス業	5,000万円以下	100人以下																		
④小売業	5,000万円以下	50人以下																		

<p>問4 (8/18 修正) 事業規模による1日あたりの協力金の計算方法は。</p>	<p>【対象区域①での計算例】 <中小企業・個人事業主の場合> 「過年度売上高」×0.4 (下限3万円～上限10万円) <大企業の場合> ※中小企業・個人事業主も選択可 「要請期間を含む一月の売上高(8/1～8/31)」÷31日・・・「要請中売上高」 ※1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。 (「過年度売上高」－「要請中売上高」)×0.4 (上限額は20万円)</p>
<p>問5 (8/18 修正) 「過年度売上高」の計算方法は。</p>	<p>【対象区域①での計算例】 前年度(令和2年度)又は前々年度(令和元年度)の7・8月の飲食部門における1日当たりの売上高は次の①「過年度売上高」の計算方法により算出された金額です。</p> <p>①「過年度売上高」＝「令和2年(又は令和元年)7・8月の合計飲食業売上高」÷62 又は ①「過年度売上高」＝「令和2年(又は令和元年)8月の合計飲食業売上高」÷31 ただし、1円未満の端数は切り上げます。 なお、売上高については、飲食業における売上高であって、消費税及び地方消費税を除きます。</p>
<p>問6 令和2年10月に開店した飲食店は「過年度売上高」をどのように計算すればよいか。</p>	<p>「新規開店特例」に該当します。開店の日から令和3年3月31日までの飲食業売上高の合計金額を当該金額の日数(定休日を含む)で除した金額をとなります。</p>
<p>問7 令和3年4月以降に開店した店舗は「過年度売上高」をどのように計算すればよいか。</p>	<p>開店からの期間があまりに短いことから、適切に過去の売上高が把握できないと判断されるため、「過年度売上高」は0円となります。このため、協力金は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・個人事業主の場合、3万円×「協力日数」 ・大企業の場合、0円(支給対象となりません) <p>と算定されます。</p>

<p>問8 複数の対象施設を運営しているが、協力金はどのように支払われるのか。</p>	<p>対象施設ごとに協力金を算定することになります。</p>
<p>問9 (8/16 追加) 過去に支給された協力金は売上げに算入して計算するのか。</p>	<p>過去に支給された新型コロナウイルス感染拡大防止協力金など、飲食事業による売上以外は、今回の協力金の算定における「過年度売上高」や「要請中売上高」には含めません。</p>

3 大規模集客施設の協力金について（詳細は必ず申請要項を確認するようにして下さい。）

<p>問1 協力金の対象となる大規模集客施設とは。</p>	<p>建物の床面積 1,000 m²を超える大規模施設のうち、要請に協力いただいた「大規模施設を運営する事業者」、及び当該大規模施設が営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮を行った「テナント事業者」が対象となります。</p>
<p>問2 1,000 m²を超える商業施設で、生活必需品の小売をするテナントは要請の対象となるか。</p>	<p>生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品、燃料等）の売場については、要請の対象外です。 ただし、要請の対象となる大規模施設が営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮をせざるを得なかったテナントについては、生活必需品のテナントであっても、協力金の支給対象となります。</p>
<p>問3（8/24 削除） 協力金の計算方法は。</p>	<p>現在調整中です。</p>
<p><u>問3（8/24 追記） 営業時間の短縮要請に応じた大規模集客施設内のテナント事業者は、どのように協力金に申請すればいいか。</u></p>	<p><u>テナント事業者の方は、大規模集客施設の運営者がテナント事業者分の申請書類をとりまとめて申請するようお願いしているため、大規模集客施設の運営者へ詳細を御確認ください。</u></p>
<p><u>問4（8/24 追記） 映画館を運営しているが、映画配給会社と合わせて申請する必要があるか。</u></p>	<p><u>大規模集客施設に該当する映画館については、映画館運営者が配給会社分と合わせて申請するようお願いします。</u></p>
<p><u>問5（8/24 追記） 申請書の書き方が分からないが、どこへ行けば教えてくれるか。</u></p>	<p><u>感染拡大防止のため、対面での対応はいかなる場合も行えません。 不明な店は下記コールセンターに電話にてお問合せください。 静岡県営業時間短縮要請コールセンター TEL：050-5211-6111 〔開設期間〕8/7～10/29 〔受付時間〕午前9時～午後5時</u></p>

<p><u>問6 (8/24 追記)</u> <u>申請書の提出はどうすればよいか。</u></p>	<p><u>郵送により下記へ送付ください。</u> <u>なお、普通郵便でも受付ますが、不達により申請期間に間に合わない場合等に、不達を理由にした追加受理はできませんので、配達記録が残る方法（レターパックプラス等）をお勧めします。</u> <u>また、到達不達の間合せには対応できません。</u> <u>宛先：〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3階</u> <u>静岡県休業・時短要請協力金事務局 宛て</u> <u>感染拡大防止のため、いかなる場合でも持参による受付は行えません。</u></p>
<p><u>問7 (8/24 追記)</u> <u>テナントの賃借人と運営事業者が異なるが、協力金の対象となるのはどちらか。</u></p>	<p><u>テナントの運営事業者が協力金の交付対象となります。</u></p>
<p><u>問8 (8/24 追記)</u> <u>大規模集客施設内にある飲食店で、営業時間の短縮要請に応じ、飲食店の協力金の交付を受けた。大規模集客施設（テナント事業者）の協力金の対象となるか。</u></p>	<p><u>飲食店の協力金の交付を受けたテナントは、大規模集客施設（テナント事業者）の協力金の対象とはなりません。</u> <u>（飲食店と大規模集客施設の協力金を、重複して受け取ることはできません。）</u></p>

4 大規模集客施設の協力金の計算方法について（詳細は必ず申請要項を確認するようにして下さい。）

<p><u>問1 (8/24 追記)</u> <u>大規模集客施設やテナント事業者への協力金における定休日の取扱いは。</u></p>	<p><u>大規模集客施設の協力金においては、時短率により算定するため、定休日等の店休日（予定日を含む）は、0円となります。</u></p>
<p><u>問2 (8/24 追記)</u> <u>営業開始時間を遅らせたが、時短率には加味されないのか。</u></p>	<p><u>時短率の算出にあたっては、始業時間を遅らせた部分と、要請時間よりも早く営業を終える部分（20時又は21時よりも早く終業）については加味されません。</u></p>
<p><u>問3 (8/24 追記)</u> <u>大規模集客施設の要件である面積を確認するためにどのような資料を提出すればよいか。</u></p>	<p><u>大規模集客施設に該当する施設の建築物の延べ床面積の合計が分かる資料（建物登記簿謄本、不動産契約書、建築計画概要書、大規模小売店舗立地法に基づく届出などの写し）を提出してください。</u> <u>オフィスビル内など、その建物自体が要請対象ではない場合には、大規模集客施設に該当する施設が専有する部分の面積が分かる資料を提出してください。</u></p>
<p><u>問4 (8/24 追記)</u> <u>協力金の算定の基礎となる大規模集客施設の自己利用部分面積やテナント面積は何で確認するのか。</u></p>	<p><u>大規模集客施設の自己利用部分面積が2,000㎡以上、テナント面積が200㎡以上の場合には、その面積の根拠となる資料（不動産契約書などの写し）にて確認するので、提出をお願いします。</u></p>
<p><u>問5 (8/24 追記)</u> <u>映画館の上映予定はどのように確認するのか。</u></p>	<p><u>ブッキングリスト及びスクリーンごとの上映スケジュールなど、上映できなくなった回数分かる資料を提出してください。</u></p>
<p><u>問6 (8/24 追記)</u> <u>営業日や曜日によって営業時間が異なる場合、時短率はどのように算定するのか。</u></p>	<p><u>異なる営業時間ごとに時短率を求め、日ごとの協力金を算出、合計することになります。</u></p>